

要望内容に対する回答について

日 時:令和4年8月22日

場 所:北関東防衛局

要望者:木更津市 田中副市長

対応者:北関東防衛局 坪倉企画部長

要望書提出に際し、以下のとおり回答内容を聞き取りました。

1. 基地運用の影響に伴う基地周辺住民への配慮について

木更津駐屯地周辺の騒音軽減は、重要な課題の一つであり、陸上自衛隊V-22オスプレイを始めとする自衛隊機や米軍機の運用に際して、地元の皆様に騒音に対するご懸念があるということは、当局としても十分認識している。木更津駐屯地における陸自V-22を始めとする航空機の運用にあたっては、航空法を始めとする関係法令や飛行場運用規則等を遵守し、運用上やむを得ない場合を除き、早朝・夜間及び土日、祝日における航空機の飛行を控えているなど、安全面や騒音等へ最大限配慮した運用を行っていることと承知している。

また、限られた場内の地積などの制限がある中で、タキシングやホバリング等についても、できるだけ住宅地から離れた場所で行うといった配慮に努めるとともに、航空機の運用に関して多くの騒音苦情が寄せられた際には、当該航空機の搭乗員へ注意喚起を行うなど、可能な限り周辺への影響を軽減する運用に努めていることと承知している。

いずれにしても、木更津駐屯地における航空機の運用に関しては、引き続き、最大限の配慮をしていくこととしており、当局としても、周辺住民の方々に配慮した運用に努めるよう、木更津駐屯地に地元のご意向を伝えてまいります。

また、米軍機の運用についても、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであり、引き続き米軍に申し入れてまいります。

2. 基地周辺地域の施設整備等について

まちづくり構想策定支援事業及び屋外運動場などの整備については、令和5年度においても、所要額の確保に向け最大限努力しているところである。基地周辺地域の振興に繋がる事業の推進については、引き続き、木更津市の具体的な考えを伺った上で、環境整備法に基づき適切に対処して参りたいと考えている。

3. 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、環境整備法第9条の規定に基づき、特定防衛施設の関連市町村に対して、年度ごとに、防衛施設の面積や運用の実態、運用状況等を総合的に判断して交付しているものである。当該交付金については、これまでも国の厳しい財政状況の中で、所要の経費の確保に努めてきたところ、交付に際しては、木更津飛行場の運用の実態及び運用の態様の変更等を十分考慮しながら、適切に対応する。

4. オスプレイの飛行運用について

潮干狩り場などの駐屯地周辺で集客イベントが実施される場合の陸自V-22の運用における配慮については、令和2年2月に、市と当局の間で取り交わした合意文書に盛り込まれており、当局としても、木更津駐屯地と木更津市の間で調整し、必要な配慮が行われるよう、駐屯地に申し入れてきたところである。木更津駐屯地においても、駐屯地周辺で潮干狩り等のイベントが行われる場合には、上空の飛行を避けるよう配慮していると承知している。

また、オスプレイの定期機体整備に当たっても、平成29年1月、防衛装備庁、整備企業及び米側と取り交わした覚書の趣旨を踏まえ、安全かつ環境に配慮するよう、米側と調整が行われているとの認識であり、この覚書の内容については、現契約期間においても有効であることを、整備企業である SUBARU 及び米軍に対して確認済みである。当局としても、試験飛行等に当たっては、潮干狩り期間を含め安全かつ環境に配慮するよう、防衛装備庁を通じ米側へ申し伝えてまいる。

5. 安全対策の徹底及び迅速な情報提供について

陸自V-22に限らず、自衛隊の航空機の運用に当たっては、航空機の維持管理を適切に実施するほか、航空法等の関係法令を遵守している。その上で、自衛隊の操縦士は、地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを可能な限り回避しながら、気象条件も考慮しつつ、飛行することを基本としているものと承知している。

万が一、事故等が発生した場合においては、部隊の責任において対処するものと承知しており、そのような場合には、当局としても、事故防止及び安全対策に万全を期すとともに、再発防止に努めるよう部隊に申し入れる。

また、繰り返しになるが、米軍機の運用についても、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであり、引き続き米軍に申し入れてまいる。

定期機体整備に伴うオスプレイの試験飛行や暫定配備に伴うオスプレイの機体輸送、また、国内外におけるオスプレイの事故などの情報については、今後とも情報が得られ次第、速やかに木更津市に対して提供してまいる。

オスプレイの安全性については、これまでも展示や体験搭乗など累次の機会に情報発信してきており、陸上自衛隊においては、各種SNSや動画を活用した情報発信も行っているところである。引き続きオスプレイへの理解を深められるような情報発信に努めるとともに、いただいたご要望については防衛本省にも申し伝える。

低周波音については、環境省による環境基準が定められておらず、航空機から発生する低周波音による影響については調査研究の過程にあると承知している。航空機の飛行により発生する低周波音の影響については、今後、必要に応じて対応を検討してまいる。